

件名	愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室
根拠法令等	

【改正の概要】

職員の退職手当について勸奨退職者に対する特例措置を拡充し、早期退職を促進するために条例を改正する。

- 1 対象職員
全職員（公営企業職員、教員及び警察職員を含む。）
- 2 年齢等要件
退職日の属する年度の末日において年齢 45 歳以上の者（勤続年数に係る要件は設けない。）
- 3 特例措置内容
退職手当の算定の基礎となる給料月額に定年までの期間 1 年につき 3 % を加算する（ただし、上限を 30% とする。）。
- 4 実施期間
平成 16 年度から平成 19 年度まで

施行日 公布日

【その他参考事項】

現行の早期退職者に対する退職手当の特例措置との比較

	現行制度（条例第 5 条の 2）	新制度
対象者	・勸奨退職者 ・公務上死亡退職者 ・公務上傷病退職者 等	・勸奨退職者
年齢	定年から 10 年を減じた年齢以上	45 歳以上
勤続期間	25 年以上	なし
特例措置	定年までの期間 1 年につき給料月額に 2 % を加算	定年までの期間 1 年につき給料月額に 3 % を加算（上限 30%）
その他		新制度の対象者は、現行制度の対象としない。

退職手当額 = 退職日の給料月額 × 勤続年数及び退職事由による支給率 × 調整率（104/100）